

R7 うるま市ウォーターPPP 基礎検討業務委託

プロポーザル実施要領

1 目的

本市の公共下水道は、旧石川市において単独公共下水道として昭和 44 年に事業着手。旧具志川市・旧勝連町・旧与那城町において流域関連公共下水道として昭和 59 年度に事業着手し、現在に至っている。石川処理区、具志川処理区ともに整備から約 50 年が経過し、老朽化施設の増大、人口の減少等、本市下水道事業を取り巻く環境は大きく変化している。特に、効率的かつ持続可能な住民サービスを行うため、執行体制や事業運営等の再検証が必要不可欠となっている。このような中、解決策の一つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携（PPP/PFI）の活用が推奨されている。また、令和 5 年に改訂した PPP/PFI 推進アクションプラン（内閣府）では、下水道、水道、工業用水道の分野において「ウォーターPPP」の推進が求められている。

本業務は、うるま市単独公共下水道、流域関連公共下水道において、現況の執行体制や事業運営等の現況分析を行った上で、ウォーターPPP を含む官民連携の導入に関する基礎調査を行うものである。本市特有の環境条件等も踏まえた検討を実施し、官民連携の基本方針を検討するものとする。

ただし、本業務は、ウォーターPPP 導入を前提とした調査ではなく、本市の継続的かつ持続的な下水道事業及び運営に際して、ウォーターPPP 導入が効果的なものになるかを検証し、本市の方向性を決定するための根拠とするものである。

2 業務の名称

R7 うるま市ウォーターPPP 基礎検討業務

3 業務概要

(1) 業務内容

別紙「R7 うるま市ウォーターPPP 基礎検討業務委託仕様書」のとおり

(2) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 25 日まで

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 提案上限額

13,442,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とする。

提案上限額は、予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すものであるが、見積書の金額はこれを超えないこと。

(5) 担当事務局（問い合わせ先）

うるま市 水道部 下水道課

〒904-2241 沖縄県うるま市字兼箇段 896 番地

TEL 098-974-5467 FAX 098-974-7467

e-mail gesuidou-ka@city.uruma.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる資格要件の全てを満たしていること。なお、共同事業体による参加の場合、①から③については構成員のいずれかが、④から⑨については構成員の全てが満たしていること。但し、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

① 沖縄県内に本社、営業所又は支社を有していること。

② 過去 5 年以内（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）に地方公共団体が発注した公営企業（下水道事業）の PPP/PFI 導入検討業務及び類似する計画（経営戦略策定

等)を受注し完了実績があること。

- ③ 本業務は、下水道事業についての専門的知識を有する必要があるため、業務体制を下記のとおり
の有資格者とする。
- ・管理技術者は、技術士（総合技術管理部門：下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）の資格を有する者とする。
 - ・照査技術者は、技術士（総合技術管理部門：下水道）又は技術士（上下水道部門：下水道）の資格を有する者とする。
 - ・担当技術者は、技術士又は RCCM の資格を有する者とする。
 - ・管理技術者と照査技術者は、兼務することを認めない。また、担当技術者は管理技術者及び照査技術者を兼ねることはできない。
 - ・管理技術者は直近 5 カ年（令和 2 年度以降）において、管理技術者とし下水道事業の PPP/PFI 導入検討業務及び類似する計画（経営戦略策定等）について、実績を有すること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ うるま市入札参加資格者登録名簿に登録され、種目：土木設計について登録が認められたもの（以下「名簿登録者」という。）であること。ただし、契約の性質上、市長が特に必要と認める場合は名簿登録者以外の者も参加資格があるものとして認めることができる。
- ⑥ うるま市による指名停止を受けている者でないこと。
- ⑦ 国税、県税、市町村税について滞納のないこと。
- ⑧ 自己の不渡手形又は不渡小切手により、銀行当座取引を停止されていない者であること。
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

5 プロポーザルに係る日程等

項	項 目	方 法	日 程
1	公募開始日（公告）	うるま市ホームページに募集の公告を掲載	令和 7 年 7 月 18 日（金）
2	参加表明書の受付期間	郵送又は直接持参	令和 7 年 7 月 22 日（火） ～令和 7 年 8 月 6 日（水）
3	質問書の受付期間	電子メールにて受付	令和 7 年 7 月 22 日（火） ～令和 7 年 7 月 28 日（月）
4	質問書に対する回答日	うるま市ホームページに掲載	令和 7 年 7 月 30 日（水）
5	企画提案書受付期間	直接持参 ※応募者が 4 者以上の場合は 1 次審査（書類審査）を行い 4 者以内の者をプレゼンテーション 審査（第 2 次審査）の対象とする。	令和 7 年 8 月 12 日（火） ～令和 7 年 8 月 18 日（月）
6	企画提案書プレゼンテーション審査	うるま水道庁舎内	令和 7 年 8 月 28 日（木）（予定）
7	委託候補者 選定結果通知・公表	通知書送付及びうるま市ホームページに掲載	令和 7 年 9 月 2 日（火）

8	契約締結日	うるま市水道庁舎内	令和7年9月5日（金）
---	-------	-----------	-------------

6 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を申し込む者は、次の書類を提出すること。

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
- ② 共同事業体による場合、共同企業体構成表を提出すること。（様式第2号）
- ③ 参加表明に伴う関係書類提出書（様式第3号）
- ④ 会社概要書（様式第4号）
 - * 共同事業体の場合、会社概要は、それぞれの構成員について提出すること。
 - * パンフレット等会社の概要がわかるものを添付すること。
- ⑤ 参加資格チェックリスト（様式第5号）
- ⑥ 委任状（任意様式） ※支社等を代理人とする場合
- ⑦ 参加希望者のうち、4 参加資格⑤ただし書に該当する者は、名簿登録者と同等の能力を有することを証明するために次に掲げる書類も併せて提出すること。
 - * 共同事業体の場合、それぞれの構成員について提出すること。

各1部（コピー可、発行日より3ヶ月以内）

- (ア) 財務諸表（国税に提出した直近の損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー）
- (イ) 印鑑証明書（拡大縮小しないこと）
- (ウ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (エ) 市町村税の滞納のない証明書（事業所のある市町村発行）
- (オ) 都道府県税完納証明書（全税目の滞納のないことを確認できる証明書）
- (カ) 国税納税証明書（様式その3の3）

⑧ 暴力団排除に関する誓約書

(2) 提出部数

正本各1部とする。

(3) 提出期間

令和7年7月22日（火）から令和7年7月28日（月）まで（必着）

但し、平日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 提出方法

郵送又は直接持参とする。但し、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期間中に到着したものに限り受け付ける。なお、郵送事故等については提案者のリスク負担とする。

(5) 提出先

〒904-2241 沖縄県うるま市字兼箇段 896 番地

うるま市役所 水道部下水道課 宛

(6) 参加資格の確認

公募型プロポーザル参加表明書確認後、参加資格の有無を令和7年8月8日（金）までに通知する。

7 実施要領等に関する質問及び回答

(1) 提出方法

本実施要領で定める担当事務局（うるま市水道部下水道課）へ提出すること。

質問箇所及び内容をわかりやすく質問書（様式第9号）に記載し、電子メールにより提出する。

口頭による質問は受け付けない。また、質問の内容は、参加表明書、企画提案書の作成及び業務実績に係る条件等に限るものとする。

なお、提出後は電話により受信確認を行うこと。

- (2) 受付期間
令和 7 年 7 月 22 日（火）から令和 7 年 7 月 28 日（月）午後 5 時まで
- (3) 回答方法
令和 7 年 7 月 30 日（水）までにうるま市ホームページ上において回答する。
なお、質問者名は非公表とする。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加表明された提案者は、次の提出書類を作成し、期限までに提出すること。

- (1) 提出書類
- ①企画提案書（任意様式）
 - R7 ウォーターPPP 基礎検討業務等に関する提案（任意様式）
 - ・ 提出書類は日本工業規格 A4 横書きとする。但し、図表等については必要に応じ A3 折り込みを可とする。
 - ・ 仕様書の業務内容に掲げる各事項について、具体的な提案を行うこと。
 - ・ 提案趣旨やアピールしたいポイント等を簡潔に分かりやすく記述すること。
 - ・ その他、PR 及び独自提案がある場合は、添付可能とする。
 - ②企画提案関係書類提出書（様式第 6 号）
 - ③業務実績書（様式第 7 号）
 - 共同事業体の場合、それぞれの構成員について提出すること。
 - ④業務の実施体制（様式第 8 号）
 - ⑤本業務の業務工程（任意様式）
 - ・ 各年度の業務工程と役割分担が具体的にわかるように提案すること。
 - ・ 共同事業体により業務を実施する場合には、代表企業を明記し、業務の役割分担等が分かるような体制図を提出すること。
 - ⑥参考見積書（任意様式）
 - ア 13,442 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。）
 - ・ 見積額の具体的な積算内容を記載すること。
 - ・ 見積額には消費税及び地方消費税を含めず、別途併記すること。
- (2) 提出部数等
正本 1 部、副本 10 部とする。なお、提出書類は企画提案関係書類提出書（様式第 6 号）のとおり提出すること。但し、提出する企画提案書等の各種書類のうち、審査に使用する副本は社名、社章等の提案者を特定させる文言等の記述はしないこと。
- (3) 提出期間
令和 7 年 8 月 12 日（火）～令和 7 年 8 月 18 日（月）
但し、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (4) 提出方法
直接、持参に限る。
- (5) 提出先
6 の（5）に同じ（うるま市役所 水道部下水道課）

9 企画提案要件等

- (1) 作業スケジュール
令和 8 年 3 月までの完成とする作業スケジュールを作成し「各年度の作業工程、時間的要素、必要事項、要件等」をわかりやすく示すこと。

10 企画提案書等のプレゼンテーション

提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション審査を実施する。

※提案者にその日時及び会場を別途通知する。(令和 7 年 8 月 15 日通知)

※参加申込者の数が 4 者を超える場合は書類審査(第 1 次審査)を行い、4 者以内の者をプレゼンテーション審査(第 2 次審査)の対象として選出する。書類審査を行った場合に限りその結果を令和 7 年 8 月 20 日(水)までに全応募者に対して電子メールにて通知する。

- (1) 実施日時
令和 7 年 8 月 28 日(木) 予定(詳細な日時は提案者全員に別途通知)
- (2) 実施会場
うるま市水道庁舎 (詳細は提案者全員に別途通知)
- (3) 出席者
業務を統括する資格者を含め、4 名以内とする。
- (4) 所要時間
各者 35 分以内を予定(準備:5 分以内、プレゼンテーション:20 分以内、質疑応答:10 分以内)
- (5) その他
 - ・プレゼンテーションで使用する資料は提出された企画提案書のみとする。
 - ・プレゼンテーションは非公開とする。
 - ・プレゼンテーションで使用するパソコン等の機材は提案者が持参する。但し、事前に連絡があった場合に限り、プロジェクター及びスクリーンは当市において準備する。
 - ・プレゼンテーションの順序は企画提案書の提出順とする。なお、辞退者が出た場合は、順次繰り上げることとする。

11 参加辞退届の提出

参加表明書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届(様式第 10 号)を次の方法により提出すること。

- (1) 提出期限 : 令和 7 年 8 月 18 日(月) 午後 5 時まで
- (2) 提出方法及び提出先 : 6 の(4)及び(5)に同じ(うるま市役所 水道部下水道課)

12 審査項目等

審査項目及び審査基準は、次のとおりとする。なお、審査項目 1 については書類審査とし、審査項目 2 についてはプレゼンテーション審査で評価する。

- (1) 審査項目 1 (事業者評価)

審査項目		審査基準
企業評価	業務実績	地方公共団体との本業務の業務実績 ・経営戦略策定支援、PPP/PFI 導入検討の業務完了件数 ・上記実績の内、県内での実績
	業務実施体制	適切な人員配置が行われているか。 ・業務の実施体制(管理技術者、照査技術者、担当技術者等)
業務実施体制	経験年数	配置予定技術者の本業務の実務経験
	資格所有者	配置予定技術者の有資格状況

(2) 審査項目2（企画提案内容の評価）

審査項目	審査基準
本業務の実施方針	仕様書の内容を踏まえ、目的や条件等を理解した適切な提案となっているか。 基本的な考え方が具体的かつ明確に示され、適切であるか。
	全体像を把握した上で業務量を的確に把握し適切な業務工程と役割分担が具体的に提案され、本市の地域特性を踏まえた説明等、それらが実現可能であるか。
技術的提案及び円滑な業務実施	業務実施方針に基づき各業務における具体的な技術的提案がなされているか。
プレゼンテーション	本業務の実績を生かした積極的な提案がなされているか ・理解度、専門技術力、実現性について評価する。

13 委託候補者の決定

企画提案書等の内容、見積書及びプレゼンテーション等を踏まえ、当市職員で構成するうるま市 R7 うるま市ウォーターPPP 基礎検討業務委託業者選定委員会において、総合的に評価・審査し、委託候補者を選定する。

選定の結果については、うるま市ホームページにおいて、委託候補者名を公表すると共に、プレゼンテーションに参加した全ての提案者に電子メール及び文書により通知する。

なお、選定等に関する疑義、選定結果等についての異議申し立ては一切受け付けけないものとする。

14 契約の手続き

仕様書及び委託候補者の企画提案書等の内容を基本に協議の上、うるま市契約規則に基づき契約を締結する。なお、本業務の目的達成のため、必要な範囲内において、委託候補者との協議により項目の追加、変更及び削除をすることがある。

また、これにより見積額を超えない範囲内で、契約内容及び契約額等を調整する場合がある。

15 その他の留意事項

- (1) プロポーザルに要する経費及び提出に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1者につき1案とする。
- (3) 提出期間後の企画提案書等の修正又は変更は原則として認めない。但し、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (5) 企画提案書は委託候補者選定の目的以外には使用しない。
- (6) 電子メール等の通信事故については、当市はいかなる責任を負わない。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ① 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 見積額が見積上限額を超えている場合
 - ④ プレゼンテーションに参加しなかった場合
 - ⑤ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - ⑥ 前記に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合